

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年12月1日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内 容		
1	発生時期・場所	平成26年11月4日 午前11時20分頃 高山市久々野町小屋名789番地3先（国道361号）		
	事故の概要	脇道へ右折しようとした公用車と後方から追い越しをかけてきた自動車との接触事故		
	相手方	[Redacted]		
	事故の種類	人身	物損（左前バンパー等）	
	被害総額・市の過失割合	—	644,980円・100分の60	
	賠償金	—	386,988円	
	内訳	保険金	—	386,988円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成27年11月16日 地方自治法第180条第1項			
2	発生時期・場所	平成27年1月30日 午後4時40分頃 高山市国府町八日町1868番地38先（県道76号線）		
	事故の概要	上りカーブを走行中の公用車と積雪のため下りカーブを曲がりきれなかった自動車との接触事故		
	相手方	[Redacted]		
	事故の種類	人身	物損（右前バンパー等）	
	被害総額・市の過失割合	—	446,623円・100分の20	
	賠償金	—	89,325円	
	内訳	保険金	—	89,325円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成27年11月16日 地方自治法第180条第1項			

No.	項目	内容		
3	発生時期・場所	平成27年2月19日 午後4時20分頃 岐阜市六条南2丁目17番10号先（市道六条南13号線）		
	事故の概要	一時停止後交差点に進入しようとした公用車と左側から右折してきた自動車との接触事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（右後部ドア等）	
	被害総額・市の過失割合	—	1,075,334円・100分の70	
	賠償金	—	752,734円	
	内訳	保険金	—	752,734円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成27年11月16日 地方自治法第180条第1項			
4	発生時期・場所	平成27年6月26日 午前8時頃 高山市塩屋町124番地30先（市道塩屋26号線）		
	事故の概要	道路側溝のグレーチングによる走行中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（オイルタンク等）	
	被害総額・市の過失割合	—	60,000円・100分の100	
	賠償金	—	60,000円	
	内訳	保険金	—	60,000円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成27年11月20日 地方自治法第180条第1項			